

対象者一覧

交付対象の方		確認書類	有効期間	
身体障害者	視覚障害	1～4級	身体障害者手帳	
	聴覚障害	該当しません		
	平衡機能障害	3・5級		
	音声言語機能障害	該当しません		
	肢体不自由	上肢		1・2級
		下肢		1～6級
		体幹		1・2・3・5級
	脳原性の運動機能障害	上肢機能		1・2級
移動機能		1～6級		
心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害		1・3・4級	なし	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		1～4級		
知的障害者	障害程度がAの方	療育手帳		
精神障害者	障害等級が1級の方	精神障害者保健福祉手帳		
高齢者等	要介護状態の区分が要介護1～5の方	介護保険被保険者証		
難病患者	特定医療費(指定難病)受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	特定医療費(指定難病)受給者証		
妊産婦	妊娠7か月から1年の方	母子健康手帳		産後1年まで
傷病人	医師の診断書等において「歩行が困難」と認められる方	医師の診断書・意見書等(「歩行が困難である」こと記載必要)、身分証明書(運転免許証、保険証等)		1年の範囲内で歩行困難な期間

※慢性関節リウマチ患者の方も対象となる場合があります。詳しくは、保健福祉課、健康福祉センター、宇都宮市保健所にお問合せください。

2種類のおもいやり駐車スペースがあります。

幅3.5m以上の駐車区画



車いすを利用している方は、乗降の際に乗用車のドアを全開にする必要があります。そのような方々のための幅の広い駐車区画です。

幅3.5m未満の駐車区画



車いすを利用していない方でも、歩行が困難な方は施設の入口近くの駐車区画を利用する必要があります。そのような方々のための通常幅の駐車区画です。

〈お問合せ先〉

栃木県保健福祉部保健福祉課地域保健担当

TEL : 028-623-3103 FAX : 028-623-3131 電子メール : hofuku@pref.tochigi.lg.jp
 ホームページ 栃木県ホーム>テーマから探す>福祉・医療>社会福祉・地域福祉>バリアフリー>
 >おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業(パーキングパーミット制度)について